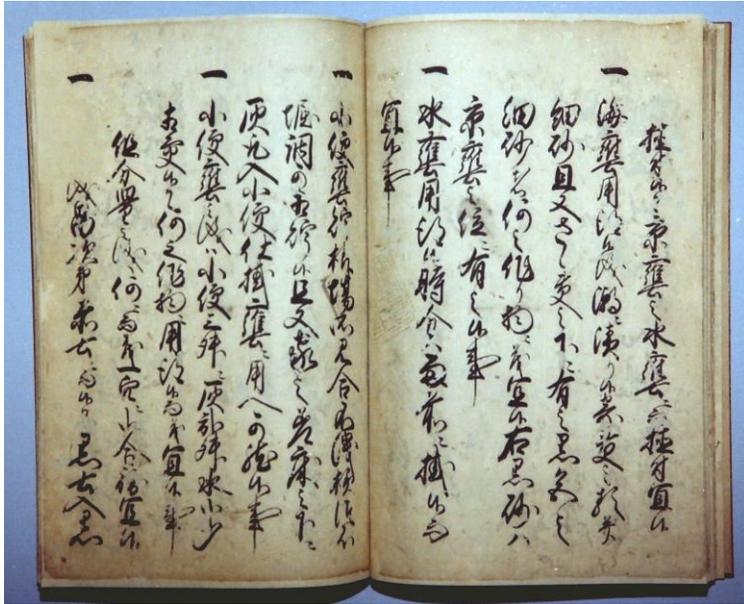


有形文化財
【古文書】

よ せ やまう えーかた や え やまじまのう む ちよう
与世山親方八重山島農務帳

指定年月日/2004 (平成 16) 年 12 月 24 日 所在地/登野城 4-1 (八重山博物館)



検使（行政監察官）として八重山に派遣された与世山親方らは、1767 年 10 月から翌年春にかけて行政視察を行なった。その結果にもとづき、改善すべき点を各種の文書にして、1768 年 12 月付で八重山の在番、頭あてに布達した。

そのなかで八重山の農業面の具体策を細かく指示したものが、この農務帳である。内容は、農地の保全、マーヅ土壌での畑地の作り方、作物の手入れと土地の配分など、土地の管理方法を細かく規定したものや、甘藷・豆類の栽培法、肥料の作り方、苧麻・糸芭蕉の栽培法、藍染料の作り方など、農作物や染織に関わる植物の栽培法なども詳細に記されている。

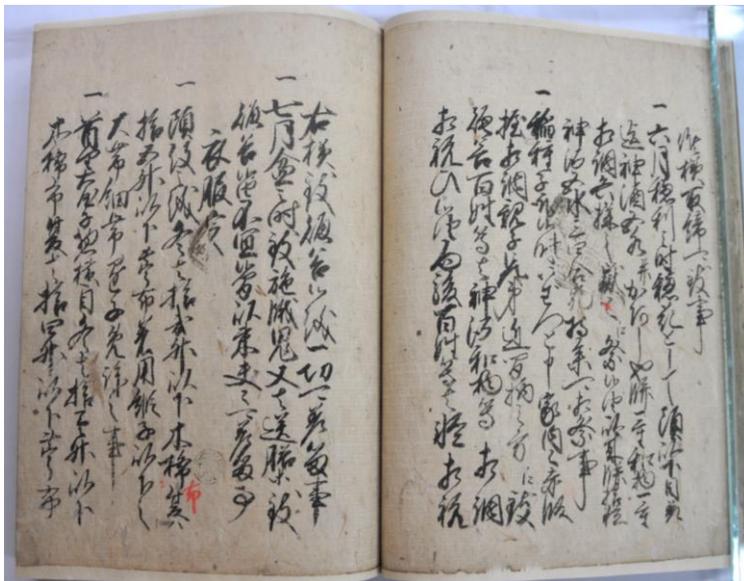
農務帳の末尾には蔵元の印が押され、在番、在番筆者、頭らの署名捺印があるので、蔵元から村役人にあてて出されたものと思われる。琉球王府の八重山における農業施策のみならず、当時の農業技術を具体的に知るうえでも貴重な史料である。

市指定

有形文化財
【古文書】

とみがわう えーかた や え やまじましょしまりちよう
富川親方八重山島諸締帳 宮良村・川平村

指定年月日/2004 (平成 16) 年 12 月 24 日 所在地/登野城 4-1 (八重山博物館)



この諸締帳は 1875 (明治 8) 年、琉球王府から八重山に布達された文書である。八重山島諸締帳は 1842 年、石原親雲上宗隆が仕置調べのため来島した時にはじめて作成された。それをもとに、1857 年、検使として来島した翁長親方が実情に合わせて改訂し、翌年に布達した。1874 (明治 7) 年には検使・富川親方らが行政視察し、その結果にもとづき、さらに改訂したのが本諸締帳である。

内容は儉約定之事、旅立之方儉約定之事、衣服定之事、諸事取締之事、津端払模之事、諸方加勢筆者并足役、与那国御用布・御用物宰領人、勤星定之事、未進穀取方模之事、石垣四箇村真苧藍仕立

加勢筆者勤職定之事、葬礼定之事からなる。

市指定の 2 冊は表紙に宮良村、川平村と記されており、それぞれの村番所で保管されていたと思われる。この諸締帳に規制された多くの事項から、王府末期における当時の八重山の社会状況を知ることが出来る。